

第8回畜産部会における松田会長発言

乳業者の立場から、令和7年度に必要と考えられる酪農乳業関連対策について、3点、意見を述べさせていただきたいと思います。

1 食料安全保障確保のための国産飼料の生産拡大・確保

1点目は、食料安全保障確保のための国産飼料の生産拡大・確保です。

近年の食料・農業をめぐる国際情勢などをみると、新型コロナウイルスによるパンデミック、地球温暖化に伴う異常気象の頻発、国際紛争の発生、為替レートの変動傾向等、想定を超える様々な事象の多発が、需給や貿易に大きな影響を与えています。こうした情勢変化を背景として、飼料等の農業生産資材や食料そのものについて、価格面を含めた輸入による安定的な確保が困難になっていることから、食料安全保障の強化が農政上の最重要課題になっていると認識しています。

最近では、穀物の国際相場に落ち着きは見られるものの、地球温暖化、国際紛争、円安傾向に変わりはないことから、輸入に依存する配合飼料や粗飼料の価格は高止まりが続いています。加えて、世界の人口は増加傾向にあるため、ややもすると、国際相場が高騰しかねない状況にあると懸念しています。

このため、喉元過ぎれば忘れるということがないように、生産コストの低減に加え環境保全にも資する国産飼料の生産拡大を推進することが重要であると考えます。様々な課題などがあることは承知していますが、水田活用対策としてデントコーン等の飼料作物をより生産しやすい仕組みに改善するのが、即効性があり合理的であると考えます。

ただし、自給飼料の生産が困難な酪農家や地域にあつては、農場副産物や食品産業副産物としての粕類などを調達・利用することにより飼料自給率の向上を図ることも可能だと考えられますので、個々の酪農家の条件に合った多様な手段により飼料自給率の向上を図ることが肝要であると考えます。

2 需給改善のための脱脂粉乳対策・チーズ対策の継続、並びに需給調整における生産者間の公平性の確保

2点目は、需給改善のための脱脂粉乳対策及びチーズ対策の継続、並びに需給調整における生産者間の公平性の確保です。脱脂粉乳対策及びチーズ対策の必要性については、10月4日の第5回畜産部会で意見を申し上げましたので、ここでは後者の需給調整における生産者間の

公平性の確保の必要性について、意見を申し上げます。

生乳流通制度改革による生乳流通形態の多様化に伴い、都府県の生乳生産が低迷しているにもかかわらず、年末年始や年度末には例年以上に需給が緩和する見通しとなっています。具体的には、需給緩和期において、これまでのように指定団体間の協調だけでは北海道から都府県への生乳等の移入を抑制することが困難になっており、数少ない都府県の余乳処理施設がフル稼働で対応する事態となっています。都府県における生産基盤の確保が長年の課題であるにもかかわらず、加工原料乳発生の増加により都府県の系統内生産者の需給調整コストが増加し、生産基盤の弱体化を加速化させかねない状況となっています。

こうした観点からも、生産者間の公平性の確保は喫緊の課題となっていますので、運用の改善を早急にご検討いただければ幸いです。

3 風味変化等による学乳供給停止後の供給再開のガイドラインの検討

3点目は、風味変化等による学乳供給停止後、供給再開を判断するためのガイドラインの検討です。

本年4月に、宮城県内において学校給食用牛乳の風味変化の問題が発生しました。供給事業者において製品を回収し、原因究明のためサンプルの検査や原料・包材の確認、製造工程及び製造設備の確認等を行ったものの異常はみとめられず、保健所においても収去検査を行いました。細菌検査及び理化学検査で異常は認められませんでした。

こうした中、学乳供給停止後の供給再開を判断するためのガイドラインのようなものが共有されていないため、地域により供給再開に向けた対応が異なるだけでなく、安心の確保という主観的な判断により供給停止期間が長引くこともあるなど、供給する乳業者の経営に多大な影響を及ぼしています。

このため、学乳供給停止後の供給再開のためのガイドラインを策定し、関係者間で共有することにより、とりわけ検査結果に異常が認められない場合に、自治体や教育機関が供給再開を判断する際の判断基準として活用できるようご検討いただければ幸いです。

以上です。